

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○指定代理納付者の指定	(税 務 課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(農林水産経営支援課)	二
○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	二
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	二
○家畜伝染病の発生	(畜 産 課)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	三
○道路の区域変更(二件)	(道 路 課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁施設整備課)	四
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体		五
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正		六

告 示

○宮城県告示第三百三十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納

付者を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類
自動車税及びこれに係る延滞金

寄附金(用途を特定しないものに限る。)

三 指定期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
てんかん病院ベীテル	岩沼市北長谷字畑向山二十七ー四	平成二十五年一月一日
山田医院	柴田郡村田町大字村田字町百八十四	平成二十五年一月二十八日
駅前北きし内科クリニック	石巻市駅前北通り一丁目十四ー十二	平成二十五年三月一日
宮城県子ども総合センター I附属診療所	名取市美田園二丁目一ー四	平成二十五年四月一日
医療法人常磐会 石巻と さわクリニック	石巻市中央二丁目一ー十六	平成二十五年一月十六日
よねかわ薬局	登米市東和米川字四十田二十八	平成二十五年三月二十二日

○宮城県告示第三百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ペーテル病院	岩沼市北長谷字畑向山南二十七ー二	平成二十四年十二月三十一日
れもん調剤薬局石巻店	石巻市中央一丁目十四ー十	平成二十五年二月二十三日
石巻市中央きし内科クリニック	石巻市中央一丁目十五ー一	平成二十五年二月二十八日
石巻とさわクリニック	石巻市中央二丁目一ー十六	平成二十五年一月十五日
畠山歯科医院	気仙沼市仲町一丁目五ー十	平成二十五年三月十一日

○宮城県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 角田市梶賀字高畑北百五十三番地 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地の一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合
- 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合
- 大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合
- 栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合
- 登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合
- 登米市東和町米川字小田百十番地の一 東和町森林組合

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合
- 栗原市志波姫堀口見渡二番地一 栗っこ農業協同組合
- 登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合
- 石巻市中里五丁目一番十二号 いしのまき農業協同組合
- 本吉郡南三陸町志津川字大森一番地 南三陸農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 六頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生日

平成二十五年四月二日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営前川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年五月十五日まで

三 縦覧場所

川崎町役場

○宮城県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営岩沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年五月十五日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所、名取市役所

○宮城県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 小牛田松島線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
大崎市古川桑針字北新田六九番二地先から 同市古川桑針字七走八二番二地先まで		前 A	後 B	一一・一 一一・五	一一・三 一五・八	二四八・五	二四八・五
後 A		一一・一 一一・五		二四八・五			

○宮城県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河南築館線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
遠田郡涌谷町太田字欠下三五番四地先から 同町太田字欠下三五番三地先まで		前	後	一一・三 四一・八	一一・三 五一・二	七六・〇	七六・〇

○宮城県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	遠田郡涌谷町太田字欠下三五番四地先から 同町太田字欠下三五番三地先まで	平成二十五年 四月十二日

○宮城県告示第三百五十一号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
 - 1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業
 - 2 名称 石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百五十二号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
 - 1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業
 - 2 名称 石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県貞山高等学校校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十一日

四 落札者の名称及び所在地 東海リース株式会社仙台支店 仙台市青葉区中央四丁目十番三号

五 落札金額 一億三千九百二十三万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県立山元支援学校仮設校舎貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十一日

四 落札者の名称及び所在地 東海リース株式会社仙台支店 仙台市青葉区中央四丁目十番三号

五 落札金額 一億四千三十三万二千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十五年四月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

愛郷社東北本部 菅野 正人 大森 一成 仙台市青葉区大町二一八一二九

明るい石巻をつくる会 加賀 剛 小野寺光雄 石巻市開北二一五一一九

いたばし美保後援会「なでしこ会」 板橋 美保 板橋 明美 名取市高館熊野堂字岩口下三七一一

伊藤聡後援会 伊藤 聡 伊藤 敏江 仙台市青葉区本町一一二一五

伊藤隆幸後援会 横山 俊二 伊東 徹 巨理郡山元町山寺字作田山四三

岩佐たかし後援会 岩佐 隆 渡辺 義信 巨理郡山元町高瀬字浜砂一一二

大友あたらを励ます会 大友 新 大友 正 遠田郡美里町牛飼字清水江二〇三一一三

小笠原まち子後援会 袋 浩子 小笠原陵一 宮城郡利府町花園二一一五一一

尾形明後援会 氏家 正巳 尾形 恵司 加美郡加美町上多田川字岩滝一〇九

尾形勝通後援会 小野 弘郎 尾形 康子 栗原市高清水台町一五

香取つぐお後援会 川島 重雄 香取 嗣雄 塩竈市舟入二一八一一一一四

川嶋保美栗原連合後援会 佐藤 昭 菅原 正晃 栗原市若柳字川南南大通一四一七

菅野ひろゆき後援会 菅野 正義 菅野 利子 気仙沼市松崎下金取七八

菊地公一後援会 佐藤 捨夫 堀川 幸喜 巨理郡山元町坂元字原二五

さくち進後援会 鈴木 辰男 菊地 進 塩竈市尾島町一一九

木村和彦後援会 佐々木正士 木村 洋子 大崎市古川小野字小高一七

栗原つばさの会 菊地多計子 佐々木ゆき子 栗原市若柳字川南南大通一四一七

県政を考える会 高子 勝美 長橋 伸二 白石市不澄ヶ池一三

郷内良治後援会 本郷 満雄 大友きよみ 名取市愛鳥笠島字上北沢五

公友会 鈴木 公義 鈴木 典子 牡鹿郡女川町桐ヶ崎字崎六六

穀田好光後援会 若生 勝昭 内ヶ崎修平 黒川郡富谷町富谷字町北裏五六

ごとう正幸後援会 後藤 尚志 寺嶋 隆好 巨理郡山元町高瀬字北の原三九

今野栄希後援会 庄司 貞夫 今野まつよ 名取市手倉田字諏訪五六一

昆野幸裕後援会 昆野 昇一 小山健治郎 気仙沼市田尻沢一六六

今野よしまさ後援会 今野 義正 今野 慎介 名取市閑上字仏文寺四五一一

西條清貴後援会 西條 清貴 西條美和子 登米市津山町横山字久保三三

佐々木敏克後援会 太田 勝男 大友 久敏 名取市植松一一一二

佐藤清隆を励ます会 佐藤 清吉 今野 千秋 大崎市古川保柳字西構北五

佐藤幸生を育てる会 佐藤 幸生 尾本 澄夫 栗原市高清水石沢四一一二

佐藤洋治後援会 升 忠彦 尾本 澄夫 柴田郡村田町大字村田字広畑四八

沢田哲夫の会 沢田 哲夫 沢田 直恵 遠田郡涌谷町涌谷字千間江八一

翁山会 今野 雄紀 今野 雄紀 本吉郡南三陸町志津川字黒崎三九一一

潮騒の会	石川 茂男	阿部 玄一	石巻市中里六一三一一八
しが勝利後援会	志賀 勝利	志賀 勝	塩竈市舟入一五一一〇
四宮規彦後援会	岡本 利彦	小笠原郁郎	亙理郡亙理町字新町五五
柴田	柴田 紘一	柴田 紘一	仙台市泉区鶴が丘四二〇一一六
会	洪谷 正義	洪谷 隆治	加美郡加美町下新田字前田四
松栄会	松川 昭	村田 健二	石巻市蛇田字開門一七一六
正和会	小林 正一	小林 明美	名取市高館吉田字東内館七
菅原健後援会	菅原 健	沼田 和也	仙台市若林区二軒茶屋一四一三
菅原博信後援会	菅原 博信	菅原 隆子	気仙沼市高井二一一一
高橋ゆきお政経研	高橋由紀雄	高橋由紀雄	亙理郡亙理町逢隈田沢字土手下七二一一
中鉢和二郎後援会	佐藤 忠一	中鉢 正年	大崎市鳴子温泉字黒崎一一八
忠友会	佐々木昭一	高橋 辰昭	大崎市鹿島台深谷字新田一
藤心会	内海 健	熊谷 裕輔	仙台市泉区七北田字新道二九一一二
富塚正夫後援会	佐々木正志	富塚 幸夫	栗原市築館字照越大ヶ原一二九
永沼正一後援会	五十嵐利男	菊田 徳彦	角田市佐倉字一本木町五
にった和広後援会	渡辺 初男	伊藤栄勢男	多賀城市八幡三一五一一〇
仁田和廣政策研究会	仁田 和廣	伊藤栄勢男	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上の台一一一
会	日本共産党高橋まさる後援会	佐藤 年夫	柴田郡村田大字村田字東田三三一一
東山たつお育てる会	東山 竜起	東山 竜起	仙台市青葉区桜ヶ丘四一二七一一七
袋正後援会	田口富士男	千葉 徳郎	登米市迫町北方字金ヶ森一一二
朋友会	袋 正	鈴木 昭男	登米市迫町北方字金ヶ森一一二
本郷一浩後援会	檀崎 秀夫	渡辺 正	名取市愛島北目字柳沢五六
本郷隆後援会	本郷 幹雄	本郷 浩子	牡鹿郡女川町黄金町一一三一一
松崎たかし後援会	我妻 宗雄	本木 仁	刈田郡蔵王町宮字下別当一〇二一一
宮城維新の会	赤間 学	赤間 学	仙台市太白区泉崎一一八三三五
宮城県電工組政治連盟	山野 國廣	佐藤富士夫	仙台市若林区東七番丁一五七一
村田町に自治の柱を立てる会	佐藤 正隆	佐藤 洋子	柴田郡村田町関場砂子八
門田よしのり育てる会	門田 幸治	佐藤 之康	遠田郡涌谷町小里字右堂崎一六一一
山内一英の会	山内 一英	佐藤 邦宏	仙台市宮城野区仙石二一一八

山田龍太郎後援会	佐藤 宏郎	山田由美子	名取市増田一一二一七
吉田ゆうや後援会	吉田 君子	吉田 知嗣	宮城郡利府町加瀬字南野中沢四三一一
若生ひろし後援会	村田 直喜	若生 隆	黒川郡大郷町大松沢字袖町三一
若生裕俊後援会	若生 裕俊	深野せつ子	黒川郡富谷町今泉字鶴巻五一
渡辺政巳連合後援会	船山 俊一	八巻 松子	伊具郡丸森町字石倉三一一六
○宮選管告示第三十七号			
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第十七号の一部を次のとおり改める。			
平成二十五年四月十二日			
	宮城県選挙管理委員会		
	委員長 菊 地 光 輝		
1 収入総額中			
「1 収入総額	9,195,000円」を「1 収入総額	5,195,000円」に改める。	
「本年収入額	9,195,000円」を「本年収入額	5,195,000円」に改める。	
2 支出総額中			
「2 支出総額	9,195,000円」を「2 支出総額	5,195,000円」に改める。	
3 本年収入の内訳中			
「寄附	3,295,000円」を「寄附	4,295,000円」に改める。	
「団体分	295,000円」を「団体分	1,295,000円」に改める。	
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入		5,900,000円」を改める。	
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入		900,000円」に改める。	
「太陽の党	5,900,000円」を「太陽の党	900,000円」に改める。	
4 支出の内訳中			
「政治活動費	8,671,840円」を「政治活動費	4,671,840円」に改める。	
「寄附・交付金	8,671,840円」を「寄附・交付金	4,671,840円」に改める。	
5 審附の内訳中			
「坂口 栄司	1,000,000円	仙台市宮城野区」を改める。	
「坂口 栄司	1,000,000円	仙台市泉区」を改める。	
「本田印刷㈱	200,000円	仙台市若林区」の次の行に、	

「株式会社」を
1,000,000円
多賀城市に